

武豊町議会議長 石川 よしはる 殿

武豊町議会議員 櫻井 雅美

一般質問の通告について

令和8年第2回武豊町議会定例会において、次のように質問したいから通告します。

質問事項	質問の要旨(具体的にご記入願います)
<p>1. 新教育大綱・指針における「安全と個の尊重、子どもの権利保障」の実効性について</p>	<p>【趣旨説明】 令和8年度から適用される「第2次武豊町教育大綱改訂版」および「学校教育の指針」において、「いのちの教育」や「働き方改革」「特別支援教育の専門性向上」など、現代の課題へ真正面から対応する基本施策が示されたことを高く評価します。 しかし、これらの理念を現場の「実践」に落とし込むには、実効性のあるシステムとルールが不可欠です。本日は「こどもまんなか」の学校環境を確実なものにするため、子どもたちの心身の安全と尊厳に関わる4つの重要テーマについて、本町の具体的な執行体制と道筋を伺います。</p> <p>【質問事項】</p> <p>①不適切な指導（体罰等）の根絶と「事後対応の透明性」について 体罰や不適切な指導等が発生した際の隠蔽を防ぐための「一律の公表基準（ガイドライン）」の策定と、法的専門職である「スクールロイヤー」導入に向けた具体的ロードマップはどうなっていますか。</p> <p>②教職員等による子どもへの性犯罪・性暴力の根絶と未然防止について SNSの私的な連絡先交換や密室での個別指導の禁止など、教員の個人のモラルに依存しない「物理的・構造的な性犯罪未然防止ルール」は、具体的にどう定められ現場に徹底されていますか。</p> <p>③被害に遭った子どもや保護者、異変に気付いた教職員が、学校の管理職を通さず直接、教育委員会や外部の専門職へ安全に通報できる「独立したホットライン」は機能していますか。</p> <p>④通常学級における「合理的配慮」の実効性担保について 特別支援教育の知見が必要な児童生徒に対し、通常学級においても「個別の教育支援計画」に基づいた具体的な合理的配慮が、組織的・継続的に提供されるための「校内OJTの仕組み」と「支援員の適正配置」をどう担保しますか。</p> <p>⑤不登校児童生徒の「学習の権利」と「健康」の保障について 「学校に来られないこと」が、将来的な教育格差や健康格差につながることを防がなければなりません。不登校児童生徒に対し、ICTを活用した「学びの質の確保」と、定期健診の受診機会や体力づくりの支援といった「健康の権利」を、組織としてどのように継続的に保障していきますか。</p>

<p>2. 子どもの権利の全庁的な周知と「子ども条例」制定に向けたプロセスの進捗について</p>	<p>【趣旨説明】 令和6年12月議会において、本町における「子ども条例」の設置について質問いたしました。その際、条例制定の前提として「まずは大人も子どもも『子どもの権利』についてもっと周知していく必要がある。認識のないままつくことは難しく、まずは全庁を挙げての周知と勉強、考え方の調整を進める」との見解が示され、私の「条例制定のプロセス自体が周知と理解を深めるために重要である」という意見に対しても、担当部長より「おっしゃるとおりである」との力強いご答弁をいただきました。</p> <p>こども基本法が施行され、社会全体で「こどもまんなか社会」の実現が求められる中、子どもの権利の保障は、福祉や教育の担当課だけでなく、建設、防災、産業など町役場の全庁的な共通認識として根付かせなければなりません。</p> <p>前回の議論から一定の期間が経過した現在、あの合意がどのように具体的な行動へと移されているのか、行政の実行力を確認するため、以下の点について伺います。</p> <p>【質問事項】</p> <p>① 令和6年12月議会以降、町職員や関係機関（教職員等を含む）に対して「子どもの権利」に関する研修や勉強会などは実施されましたか。また、今後の実施計画はどのようになっていますか。</p> <p>② 福祉・教育部門にとどまらず、全庁的に「子どもの視点」を政策に組み込むための庁内連携や、意識共有の枠組みは構築されましたか。</p> <p>③ 広報紙、町公式 SNS、または学校現場などを通じて、町民や子どもたちに対して「子どもの権利」を伝えるための具体的な周知活動は、この間どのように実施されましたか。</p> <p>④ 現在進められている「こども計画」の事業推進において、形式的なアンケートにとどまらず、子どもたち自身が直接意見を出し合い、町政に反映させるための「子どもの参画（ワークショップ等）」の機会は具体的にどのように担保されていますか。</p>
<p>3. 選挙環境の最適化と有権者への情報発信の充実について</p>	<p>【趣旨説明】 選挙は民主主義の根幹であり、住民が町政に意思を反映させる最も重要な機会です。しかし、近年はライフスタイルの多様化やデジタル化の進展により、有権者の情報収集の手段は大きく変化しています。</p> <p>町内各所に設置される「選挙ポスターの掲示場」や、各戸に配布される「選挙公報」は、長年同じ手法で運用されてきましたが、設置場所の費用対効果や、確実かつ迅速な情報伝達の観点から、現代のニーズに合わせたアップデートが必要な時期に来ていると考えます。</p> <p>行政のデジタル化（DX）を推進し、データに基づいた客観的な政策評価（EBPM）の視点を取り入れることで、行政コストや配布者の負担を軽減しつつ、有権者にとってより身近で分かりやすい選挙環境を構築できると考えます。そこで、今後の本町の選挙事務の最適化に向け、以下の点について伺います。</p>

【質問事項】

- ①現在のポスター掲示場は、長年の慣例に沿って設置されている箇所も多いと推測されますが、人通りや車通りの変化により、本来の「有権者の目に触れる」という目的が十分に果たせていない場所も見受けられます。現在の設置箇所数と、その設置基準はどのようになっていますか。
- ②費用対効果の観点から、人通りの少ない場所の統廃合や、スーパー、公共施設、主要交差点など、より視認性の高い場所への重点的な配置など、データ（EBPM）に基づいた設置場所の抜本的な見直しを行う考えはありますか。
- ③スマートフォン等で情報を得る層に向け、町公式 LINE やホームページでのより見やすい配信など、選挙公報のデジタル化（DX）をさらに強力に推進する考えはありますか。
- ④デジタル配信を強化する一方で、インターネットを利用しない高齢者等の情報弱者に対し、紙の公報を希望者に確実かつ迅速に届けるための補完的な仕組みづくり（公共施設・コンビニ。病院等への配置拡充や希望者への郵送対応など）について、どのように検討されていますか。